

北アルプス広域連合議会令和2年8月定例会議事日程（第1号）

令和2年8月11日（火）

午前10時開議

大町市議会棟

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 広域連合長あいさつ

日程第4 議案の上程、説明、質疑、委員会付託又は討論、採決

議案第24号 令和元年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第25号 令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第26号 令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第27号 令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第28号 令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第29号 令和年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議案第30号 令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第3号）

議案第31号 令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）

議案第32号 令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）

議案第33号 令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第34号 令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）

議案第35号 令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）

日程第5 請願・陳情文書報告

出席議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	中牧 盛登	6	平林 英市	1 1	平林 寛也	1 6	丸山 勇太郎
2	太田 昭司	7	岡 秀子	1 2	大和田 耕一	1 7	北村 利幸
3	山本 みゆき	8	倉科 栄司	1 3	山内 伯行	1 8	猪股 充拡
4	降旗 達也	9	服部 久子	1 4	北澤 禎二郎		
5	大和 幸久	1 0	矢口 稔	1 5	太田 伸子		

欠席議員名簿

なし

正・副連合長、広域連合出席職員名簿

役 職	所 属	氏 名
広域連合長	大町市長	牛越 徹
副広域連合長	池田町長	甕 聖章
〃	松川村長	平林 明人
〃	白馬村長	下川 正剛
〃	小谷村長	中村 義明
広域連合監査委員	代表監査委員	川上 雅嗣
広域連合職員	会計管理者（大町市会計管理者）	西澤 美千夫
〃	事務局長	傘木 徳実
〃	消防長	勝野 一徳
〃	消防本部総務課長	山本 智通
〃	消防本部総務課長補佐兼庶務係長	山岸 賢司
〃	消防本部総務課長補佐兼予防係長	小林 鉄朗
〃	消防本部通信司令室長	郷津 純治
〃	消防本部通信司令室長補佐兼通信指令室係長	細川 彰夫
〃	消防本部警防係長	小林 高
〃	総務課参事（広域連携担当）	赤羽 一俊
〃	総務課長	江津 文人
〃	総務課長補佐兼総務係長	井沢 公一
〃	総務課企画財政係長	飯島 伸幸
〃	施設整備推進係長	山岸 俊幸
〃	総務課エコパーク管理係長	西山 孝
〃	総務課長補佐兼土木振興係長	北澤 尚泰
〃	介護福祉課長	麻田 俊一
〃	介護福祉課介護保険係長	太田 武寿
〃	介護福祉課審査係長	内藤 由紀
〃	鹿島荘所長	丸山 純生
〃	虹の家事務長	相沢 進
〃	議会事務局	勝野 広幸
〃	〃（書記）	西澤 崇
〃	〃（書記）	三原 和樹
〃	〃	宮嶋 久美

北アルプス広域連合令和2年8月定例会会議録（1日目）

令和2年 8月11日
開会 午前10時00分

○議長（中牧盛登君） おはようございます。ただいまから令和2年、北アルプス広域連合議会8月定例会を開会いたします。

本日の出席議員は18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席・遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（傘木徳実君） 報告いたします。正副連合長、監査委員は全員出席しております。以上です。

○議長（中牧盛登君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中牧盛登君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、連合議会の会議規則第109条の規定により、議長において、15番、太田 伸子議員。16番、丸山 勇太郎議員を指名いたします。

日程第2「会期の決定」

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

本8月定例会の会期等議会運営につきましては、去る8月3日に議会運営委員会を開催願ひ、ご審議を願っておりますので、議会運営委員長に報告を求めるといたします。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長（北澤禎二郎君）登壇〕

○議会運営委員長（北澤禎二郎君） おはようございます。

去る8月3日に議会運営委員会を開催し、本8月定例会の会期日程等について審議しておりますので、審議の概要について報告いたします。

本定例会の会期は本日8月11日と、明日12日の2日間であります。

本定例会に付議されております案件は、決算案件6件、予算案件6件の計12件でございます。

決算認定案件は、一括して提案理由の説明を行った後、監査委員から監査報告をいただき、質疑を行います。

各議案につきましては、委員会に付託し、審査を経て、委員長報告、質疑・討論を行い、採決を行うことといたします。

また、常任委員会終了後、議会運営委員会の開催を予定しております。

審議の概要は以上であります。

よろしく賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） ただいまの議会運営委員長長の報告に対し、ご質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結します。

お諮りいたします。

本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長報告の通り、本日8月11日と、明日8月12日の、2日間とし、議会運営につきましても、報告通り決することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって本定例会の会期は本日と明日の2日間と決定いたしました。

日程第3「広域連合長のあいさつ」

○議長（中牧盛登君） 次に日程第3「広域連合長のあいさつ」を受けることといたします。

広域連合長。

〔広域連合長（牛越徹君）登壇〕

○広域連合長（牛越徹君） おはようございます。

本日、ここに令和2年広域連合議会8月定例会が開会されるに当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

はじめに、一昨日、県は新型コロナウイルス感染症に関し、大町市在住の3人など合わせて4人について陽性が判明したことを発表し、感染者は同じ会社の社員で、いずれも軽症とのことであります。

お盆を間近に控え、人々の交流がいつそう活発になる中、当圏域といたしましても、地域住民の皆様へ、3密を避け、外出時のマスク着用やこまめな手洗いなど、基本的な感染予防対策を更に徹底するとともに、帰省や来訪を予定される方々には、風邪症状など健康に不安がある場合は、行動を控えるよう広報周知に努めております。併せて、感染者や家族、医療従事者への偏見や差別を絶対にしないこと。また、SNSなどへの根拠のない不確かな書込みはしないよう、広く呼びかけてまいります。

次に、地方行政をめぐる動きについて申し上げます。

国におきましては、今後の地方行政の方向性を審議してまいりました第32次地方制度調査会が6月26日、人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年ごろを見据えた地方行政のあり方について答申を行いました。

答申では、今後顕在化する人口減少やインフラの老朽化などの課題に加え、大規模災害や新型コロナウイルス感染症によるリスクに適切に対応していくための地方行政のあり方として、地方行政のデジタル化のほか、地方公共団体の広域連携及び地方議会への多様な住民の参画の必要性が明記されました。

特に、住民ニーズや地域の課題が多様化、複雑化していく中で、地域住民が快適に安心して暮らすことができる環境を整備するためには、地域社会を支える多様な主体や他の市町村のほか、都道府県との連携等、組織や地域の枠を超えた連携を進めることが重

要であるとしております。

なお、地方公共団体の広域連携に関し、総務省の有識者研究会が提言した、複数の市町村で構成する圏域を行政単位とする、新たな枠組みの法制化につきましては、中心となる自治体に行政機能が集約されることにより、周辺部の町村が衰退する懸念があるなど、地方団体からの強い反対も踏まえ、答申への記載が見送られました。

こうした中、本年度を初年度とする第2期北アルプス連携自立圏の連携ビジョンにおきましても、人口減少が進む地域の活力や圏域共通の課題解決に向けた取り組みに加え、地方制度調査会の答申を踏まえたSociety 5.0や、地域を支える人材の育成、確保などの新たな課題に着目した事業を展開することとしております。

全国的に深刻化する人手不足や、新型コロナウイルス感染症への対応を契機として、デジタル技術の活用等により、東京一極集中から、地方分散への動きが高まることから、この新たな動きを確実にとらえ、多様性を活かした魅力ある地域づくりと活力の創出により、心豊かな圏域、将来にわたり安心して暮らし続けられる圏域を実現することを目指し、着実に取り組みを進めて参ります。

以下、当面する主な事業の取組み状況について申し上げます。

はじめに、一般廃棄物処理事業について申し上げます。

北アルプスエコパークは平成30年8月に本稼働してから2年が経過しました。

令和元年度における可燃ごみの搬入量は、大町市7,569トン、白馬村2,931トン、小谷村760トン、合計11,260トンとなり、1日当たりの焼却量は、34.3トンとなりました。また、資源物などにつきましては、北アルプスエコパーク、大町リサイクルパーク及び白馬山麓清掃センターで適正に処理されております。

本年度、白馬村に建設する白馬リサイクルセンターの整備につきましては、現在、造成工事を進めており、本年度末の完成に向け、事業の進捗を図っております。

今後も引き続き、循環型社会の形成に寄与するため、安全かつ円滑な施設の運営に努め、3市村との連携により、ごみの減量化とリサイクルを推進してまいります。

次に、消防関係について申し上げます。

火災の発生状況につきましては、本年1月から6月末までに、15件発生し、そのうち住宅火災は2件で、その他は、あぜ焼きの延焼等による火災と車両火災で、出火件数は前年同期に比べ2件減少しております。引き続き、市町村消防団をはじめ関係機関との連携の下、火災予防の啓発を図り、住民の安心、安全の確保に努めてまいります。

救急出動につきましては、1,475件で、前年同期と比べ288件の減となっております。この夏は、先月下旬まで日照不足と低温傾向が続いておりましたが、今日1日に関東甲信地方の梅雨明けが発表されて以降、当地域におきましても、最高気温が30度を大きく上回る暑さが続いており、熱中症関連の出動が増加しております。今後もしばらくは高温状態が継続することが見込まれますことから、熱中症予防について、市町村等と連携していっそうの注意喚起に努めるほか、救急車が到着するまでの間の応急救護措置の普及を図ってまいります。

また、救急搬送時における新型コロナウイルス感染症対策につきましては、感染防護装備の装着や救急車の入念な消毒などにより、隊員の感染防止対策の徹底を図ってまい

ります。

次に、介護老人保健施設虹の家について申し上げます。

本年4月から6月までの施設入所者は延べ3,877人で、1日平均42.6人、また、通所利用者は延べ1,299人で、1日平均21人の方に利用いただいております。前年同期と比較しますと、施設入所者は377人減少し、通所利用者は46名の増加となりました。

暑い時期を迎え、入所者、利用者の熱中症対策に加えて、新型コロナウイルスの感染予防など、感染症予防対策や健康管理に万全の注意を払い、施設の適切な管理運営に努めております。

また、虹の家は、平成9年の開設以来20年余を経過し、徐々に施設の老朽化が進んでおりますことから、施設の大規模改修に向けた検討を進めております。

今後も引き続き、老人保健施設の役割である介護とリハビリテーション機能の充実を図り、利用者が安心して安全にご利用いただける環境の維持と、円滑な施設の運営に努めてまいります。

次に、介護保険事業について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、3月から5月にかけて全国的に感染が拡大し、その後、6月に入り一転して感染者数が減少しておりましたが、先月には、再び都市部を中心に感染が拡大している状況にあり、県内でも感染者数が急速に増加しているところであります。

大北管内の介護福祉施設等では、4月から5月にかけて、感染拡大防止の観点から、事業規模の縮小など一時的にサービス提供体制を変更するなどの事業所もありましたが、現在は解消し、感染症予防対策の徹底を図り、必要なサービスが継続的に提供されております。

現在、国により、感染症拡大防止への適切な対応を評価し、サービス提供を継続するため、介護サービスを提供する事業所やその従事者に対し、様々な支援が実施されることとなり、これらの支援策を柔軟に活用しながら、引き続き、必要なサービスが継続できますよう支援に努めてまいります。

第7期事業計画につきましては、これまで、地域包括ケアシステムの構築に向け、8つの重点施策を位置づけ、広域連合と構成市町村が連携して、推進してまいりました。このうち、在宅医療と介護の連携につきましては、医療と介護の両方を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で人生の最期まで自分らしく暮らし続けることができますよう、連携自立圏協約に基づき、昨年3月、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する

「在宅医療・介護連携支援センター」を設置し、共同運営を開始いたしました。昨年度では、医療・介護に関する相談や訪問を167件実施いたしましたほか、医療関係者との共催による研修会等を開催し、在宅医療などについて、理解を深める取組みを進めたところであります。引き続き、医療・介護従事者が情報を共有できる研修会などを開催し、医療と介護をともに必要とする高齢者に対し、円滑な支援が実施できますよう、連携を着実に推進してまいります。

また、第8期の介護保険事業計画の策定に当りましては、現行の第7期事業計画の達

成状況や課題を的確に把握するとともに、被保険者のニーズや地域の今後の人口推計などの分析を行い、計画作成委員会で検討を進めております。今後は、更に介護サービス基盤の整備や将来の介護給付費についての推計などを行い、計画策定を進めてまいります。

次に、平日夜間救急医療について申し上げます。

新型コロナウイルス感染予防の負担軽減と感染リスクの抑制を図るため、4月20日から休診しております小児科・内科急病センターにつきましては、先月下旬以降、感染が県内でも拡大傾向にありますことから、もうしばらくの間、休診することといたします。地域住民の皆様には、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

次に、養護老人ホーム鹿島荘関係について申し上げます。

鹿島荘では、今月1日現在、措置入所者は定員の50人となっており、また、ひだまりの家におきましても、入所定員の9人にご利用いただいております。

毎年8月には、地域の方々との交流を目的とした鹿島荘納涼祭とひだまりの家地域交流会を開催してまいりましたが、本年度は新型コロナウイルス感染防止対策から、ともに中止することとし、これに代わる行事として、夏祭りに因んだレクリエーションと昼食会の開催を計画することといたしました。

また、ご家族との面会や入所者の外出につきましては、両施設ともに、万一感染した場合には重症化のリスクの高い高齢者施設でありますことから、引き続き一定の制限を設けております。入所者やご家族の皆さんにはご不便をおかけしておりますが、感染が終息するまでの間、感染防止を最優先して、入所者が安心、安全のうちに日常生活を営むことができるよう力を尽くしてまいります。

本定例会にご提案申し上げます案件は、決算案件6件、予算案件6件の合計12件でございます。それぞれの議案につきましては、上程の際、説明いたしますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

ありがとうございました。

日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託または討論、採決」

○議長（中牧盛登君） 次に、日程第4「議案の上程、説明、質疑、委員会付託または討論、採決」を行います。

議案第24号から議案第29号までの6議案は、いずれも令和元年度の各会計の歳入歳出決算の認定を求める議案であります。

この取り扱いについてお諮りいたします。

議案第24号から議案第29号までの6議案を一括して議題とし、順次説明を受けたあと各議案についてそれぞれ質疑を行い、各常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よってそのように取り扱ってまいります。

それでは、議案第24号から議案第29号までの6議案について、提案理由の説明を

求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました。議案第24号から議案第29号までの6会計の歳入歳出決算につきまして、逐次ご説明申し上げます。

予算執行に伴う行政実績及びその成果につきましては、お手元に配付しております、主要な施策の成果説明書に記載しておりますので、併せてご覧いただきたいと存じます。

それでは順次、ご説明申し上げます。

議案第24号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。主要な施策の成果は1ページからでございます。

2ページ、3ページ、歳入歳出決算書をご覧ください。

歳入、3ページ、収入済み額の最下段、決算額は、17億4,333万4,333円前年度比29.8パーセントの減でございます。

4ページ、5ページをご覧ください。

歳出、5ページ、支出済み額の最下段、決算額は、16億6,202万4,137円前年度比30.2パーセントの減となっております。

歳入歳出が大きく減となった主な要因は、北アルプスエコパークの竣工による、市町村負担金及び工事請負費の減によるものでございます。

その結果、6ページでございますが、歳入歳出差引残額は8,131万196円となり、翌年度へ繰越しとなります。

8ページの歳入から主な内容についてご説明申し上げます。

款1項1目1、市町村負担金15億1,244万5千円は、広域経常費、廃棄物処理費、常備消防費などに伴う負担金でございます。

10ページ、11ページをご覧ください。

款2項2目2、衛生手数料8,475万6百円は、指定ごみ袋収入証紙代のごみ処理手数料と、北アルプスエコパークへの直接搬入によるごみ焼却手数料でございます。

款3項2目1、及び款4項2目1の低所得者保険料軽減負担金は、低所得者の介護保険料軽減にかかわる国庫及び県負担金でございます。

12ページ、13ページをご覧ください。

款8項1目1、節4衛生費雑入526万5,004円は、ペットボトル有償拠出金など資源物売払収入が主なものでございます。

14ページ、15ページ、歳出をご覧ください。

款1議会費は、議会定例会4回の会社に伴う経費でございます。

款2総務費では、項1目1、一般管理費9,505万8,730円は、職員6名と派遣職員4名の人件費と事務経費が主なものでございます。

16ページ、17ページをご覧ください。

目2、財産管理費の主なものは、北アルプス市町村会館の維持管理に関わる経費でございます。

目3、情報化推進費7,552万5百円は、市町村と広域連合が共同運用する基幹系

システムほか5つのシステムに係る経費であり、節14使用料及び賃借料では、サーバー等のシステムリース料が主なものでございます。

ページ最下段から、18ページ、19ページをご覧ください。

目5、企画費は、北アルプス連携自立圏合同調査研究事業として、地域おこし講演会を実施した経費でございます。

目6、計画策定事業費は、第4次広域計画期間の終了に伴い、地方自治法の規定に基づき、第5次広域計画を策定するために要した経費でございます。

款3項1目1、入所判定委員会費は、年4回開催されました、入所判定委員2名分の報酬・費用弁償が主なものでございます。

目2、障害者支援区分認定審査会費114万5,394円は、主に審査会委員5名の報酬、費用弁償等であり、年12回、129件の審査・判定がされました。

目3、低所得者保険料軽減事業費4,264万3,892円の主なものは、節28繰出金で、低所得者に対する介護保険料軽減の公費負担分を、介護保険事業特別会計へ繰り出したものであり、軽減対象者は6,565名でございます。

ページ下段から、20ページ、21ページをご覧ください。

款4項1目1、葬祭場費では、指定管理者による運営の2期目の2年度目でありました。人体540体、動物348体の火葬業務に係る経費と、節15工事請負費では、火葬炉の燃焼設備、排気ファン等の修繕工事を行ったものでございます。

目2、ごみ処理広域化推進費6,127万4,213円の主なものは、節1から節4では、嘱託専門員1名と職員1名分の人件費でございます。

節13委託料は、白馬リサイクルセンター実施設計単価見直し業務委託及び施設整備に係る技術指導業務委託でございます。

節23償還金利子及び割引料では、平成30年度市町村負担金の過年度償還金でございます。

目3、廃棄物処理費2億4,570万5,467円の主なものは、節2から節7では、臨時職員2名と職員1名分の人件費でございます。

節11需用費では、プラント薬品代、燃料費及び電気代等光熱水費が主なものでございます。

節12役務費では、エコパークのごみクレーン及び非常用発電設備の法定点検手数料と、ごみ袋収入証紙販売手数料が主なものでございます。

節13委託料、1億2,795万7,372円は、維持管理業務委託、環境測定業務委託及び、一般廃棄物受入運搬業務委託など、廃棄物処理費用が、主なものでございます。

22ページ、23ページをご覧ください。

節19負担金補助及び交付金では、大町市と白馬山麓事務組合からの職員派遣費用2名分の負担金が主なものでございます。

目4、リサイクル推進費4,950万7,076円の主なものは、節1から節7では、嘱託専門員1名と臨時職員7名分の人件費でございます。

節13委託料2,633万524円は、資源物の運搬・処理に係る資源物処理費用が

主なものでございます。

項2目1、保健衛生費3,699万8,240円は、節13委託料では、在宅当番医制事業を大北医師会へ、在宅歯科当番医制事業を、大北歯科医師会へ、それぞれ委託して実施したものでございます。

24ページ、25ページをご覧ください。

節19負担金補助及び交付金は、病院群輪番制病院運営事業補助金であり、2次救急として重症救急患者の医療を確保するために、輪番制で行っていただいております、大町総合病院とあづみ病院へ運営費の一部を補助したものでございます。

款5項1目1、常備消防費9億167万2,841円の主なものは、節1から節7は、職員92名、嘱託職員2名、及び臨時職員1名分の人件費によるものでございます。

節13委託料は、消防救急デジタル無線設備及び高機能指令システム設備の保守点検業務委託等によるものでございます。

節15、工事請負費2570万760円は、大町署女性専用室等整備改修工事によるものでございます。

節18、備品購入費6,614万4,671円は、高機能消防指令センター部分更新等によるものでございます。

26ページ、27ページをご覧ください。

款6項1目1、土木事業費3,383万9,848円の主なものは、節2から節7では、職員2名、臨時職員4名分の人件費でございます。

28ページ、29ページをご覧ください。

節25、積立金770万2千円は、事業費の確定に伴い、土木事業基金に積み立てたものでございます。

款7、公債費9,342万896円は、消防施設整備事業など広域連合債9件分の元金と利子の償還金でございます。

以上、款項目別に主な内容をご説明申し上げます。

31ページには実質収支に関する調書。32、33ページには財産に関する調書。34、35ページには事業ごとの財源内訳。36、37ページには連合債の内訳。また、38ページには市町村負担金の集計表を記載してございます。

以上で、一般会計の説明を終わります。

続いて、議案第25号「令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書は39ページからでございます。主要な施策の成果は18ページからでございます。

40ページ、41ページ、歳入・歳出決算書をご覧ください。

歳入、41ページ、収入済額の最下段、決算額は766万2,284円、前年度比68パーセントの増でございます。

42ページ、43ページをご覧ください。

歳出、支出済額の最下段、歳出の決算額は250万1,716円、前年度比2.7パ

一セントの増となっております。

歳入が大きく増となった主な要因は、基金のうち、5年間の定期預金で運用していたものが満期を迎えたことによる基金利子収入の増によるものでございます。

その結果、44ページでございますが、歳入歳出差引残額は、516万568円となり、翌年度へ繰越しとしております。

46ページ、47ページの歳入をご覧ください。

款1、財産収入553万6,759円は、ふるさと市町村圏基金の定期預金の利子収入でございます。

なお、令和元年度末で基金残高は、5億4,640万円となっております。

款2繰越金は、前年度からの繰越金でございます。

次に、48ページ、49ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、活動事業費250万1,716円は、ふるさと市町村基金の利息を財源とした、地域振興事業を推進するための事業費であり、

節11需用費では、広域広報紙「北アルプス遊・交・学」を年2回発行するための印刷製本費が主なものでございます。

節19負担金補助及び交付金は、管内市町村で行われたイベントなどの地域振興事業に対し補助を行ったものでございます。

51ページには実質収支に関する調書。52ページには財産に関する調書を記載してございます。

以上で、ふるさと市町村圏事業特別会計の説明を終わります。

続きまして、議案第26号「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明を申し上げます。

決算書は53ページから、主要な施策の成果は22ページからでございます。

54ページ、55ページ、歳入・歳出決算書をご覧ください。

55ページの歳入の収入済額の最下段、決算額は、2億6,480万8,978円で、前年度比0.7パーセントの増でございます。

56ページ、57ページをご覧ください。

歳出、57ページの支出済み額の最下段、決算額は、2億5,942万2,725円で、前年度比1.2パーセントの増となりました。

その結果、58ページにございます、歳入歳出差引残額は、538万6,553円となり、翌年度へ繰越ししております。

失礼いたしました。歳入歳出差引残額のところ金額の訂正をいたします。歳入歳出差引残額は、538万6,253円でございます。

60ページの歳入から、主な内容についてご説明申し上げます。

款1項1目1、入所療養介護費収入から款1項2目2、及び款1項4目1、特定入所者介護サービス収入費は、介護サービス提供に係る介護給付費収入でございます。

款1項3目1、施設利用料収入は、虹の家のサービスを利用された方々の利用料収入でございます。

62ページ、63ページをご覧ください。

款2項1目1、繰越金は、平成30年度からの繰越金でございます。

款3項1目1、諸収入は、主治医意見書作成料が主な内容でございます。

款4項1目1、財産収入につきましては、虹の家事業基金の積立金利子の収入でございます。

款5項1目1、寄付金につきましては、チャリティーバザー収益金をご寄付いただいたものでございます。

款6項1目1、繰入金につきましては、虹の家事業基金からの繰入金でございます。

なお、この繰入金につきましては、虹の家利用者の送迎用車両2台の更新と虹の家大規模改修に係る全体設計委託料等に充当しております。

64・65ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、節2給料から節4共済費までは、虹の家の職員12名分の給与でございます。

節11、需用費は、施設の光熱水費や燃料費、施設修繕料、入所者の食事に係る材料費、入所者の医薬材料費等でございます。

節12、役務費は、寝具等のクリーニング代と施設利用者の個人負担金徴収に係る口座振替手数料でございます。

節13、委託料は、虹の家の施設運営につきまして、大町病院に委託をしておりますことから、大町病院へお支払いしました委託料と給食業務に係る委託料が主な内容でございます。なお、虹の家は、開設以来20年余を経過し、施設の老朽化が進んでおりますことから、施設の大規模改修に向けた、全体設計を令和元年度において実施いたしました。

節14、使用料及び賃借料は、寝具および福祉用具等のリース料でございます。

66・67ページをご覧ください。

節18、備品購入費は、虹の家利用者の送迎車両を2台更新に伴う支出が主な内容でございます。

69ページには実質収支に関する調書。70、71ページには財産に関する調書。

72ページには財源内訳を記載しております。

以上で、介護老人保健施設事業会計の説明を終わります。

続いて、議案第27号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算について」ご説明を申し上げます。

決算書は73ページから、主要な施策の成果は26ページからでございます。

決算書の75ページをご覧ください。

ページ歳入の最下段、決算額は70億2,981万3,248円、前年度比2.1パーセントの増となっております。

77ページ歳出の最下段、決算額は70億669万5,824円、前年度比4.3パーセントの増となっております。

その結果、78ページの歳入歳出差引残額2,311万7,424円は、翌年度への

繰越となります。

80ページ、81ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、第1号被保険者保険料の収入済額は、13億8,659万3,046円であり、前年度比1.8%の減となりました。これは、低所得者に対する保険料軽減が拡充されたことにより、国・県・市町村等の公費負担分が増え、第1号被保険者の負担が減ったことによるものとなっております。また、保険料の不納欠損額29万9,580円は被保険者の死亡等によるもので、構成市町村の調査により不納欠損処分いたしました。

款2項1目1、市町村負担金は、保険料給付費の法定分と総務費などの運営費でございます。

款4、国庫支出金17億1,584万6,378円のうち、項1目1、介護給付費負担金11億4,004万6千円は、保険給付費の法定負担分でございます。

82ページ、83ページをご覧ください。

項2目5、介護保険事業補助金179万9千円の主なものは、介護保険報酬改定等に伴うシステム改修補助金が主な内容でございます。

款5、支払基金交付金17億3,020万9,356円は、40歳から64歳までの2号被保険者の医療保険からの保険料負担分でございます。

款6県支出金では、項1目1、介護給付費負担金9億570万4,858円は、保険給付費の法定負担分で、項2目1、介護保険事業費補助金155万円は、社会福祉法人等が行う利用者負担軽減に対する補助であり、対象者は91名でございます。

84ページ、85ページをご覧ください。

款8項1目1、低所得者保険料軽減繰入金4,263万392円は、低所得者の保険料負担軽減のための公費負担分について、一般会計からの繰入金でございます。

88ページ、89ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、一般管理費8,060万1,393円は、職員6名分の人件費のほか、節13委託料は、介護保険ソフト保守業務、社会保障・税番号制度システム整備事業等が主な内容でございます。

項2、徴収費477万1,033円は、保険料徴収のための郵送料などが主なものでございます。

項3目1、介護認定審査会費1,338万7,420円は、節1報酬が主なものであり、保健・医療・福祉の有識者25名、5グループに分かれ、認定審査会を年間109回開催し、3,244件の審査判定を行ったものでございます。

90ページ、91ページをご覧ください。

目2、認定調査等費3,081万8,246円は、節7、要介護認定調査を行う臨時職員の賃金6名分と、節12役務費、主治医意見書作成手数料が主なものでございます。

項4目1、趣旨普及費128万4,227円は、節11需用費、印刷製本費では、年3回発行しております、介護保険広報紙「井戸端かいご」の印刷代等となっております。

項5目1、計画策定委員会費28万9,440円は、節1、第8期介護保険事業計画作成委員会の委員報酬が主なものでございます。

項6保健福祉事業費1,600万7,792円は、社会福祉法人等による低所得者に対する利用者負担軽減等が主なものであります。

92ページ、93ページをご覧ください。

款2保険給付費は、総額61億7,208万4,144円となりました。

項1、介護サービス等諸費56億6,176万1,058円は、要介護1から要介護5の方が利用された居宅及び施設介護サービスに対する給付費で1.4パーセントの伸びでございます。

94ページ、95ページをご覧ください。

項2、介護予防サービス等諸費1億2,208万604円は、要支援1・2の方が利用された介護予防サービス給付費で、1.1パーセントの伸びでございます。

96ページ、97ページをご覧ください。

項4、高額介護サービス等費1億1,363万8,939円は、利用者負担が一定額を超えた場合の給付であり、項5、高額医療合算介護サービス等費1,902万7,470円は、介護保険と医療保険の利用者負担が高額介護サービス等費を控除してもなお、一定額を超えた場合の給付でございます。

98ページ、99ページをご覧ください。

項6、特定入所者介護サービス等費2億4,984万9,849円は、食費及び居住費について、低所得利用者に対する負担軽減のための補足給付でございます。

款3項1目1、給付費準備基金積立金2億1,928万1千円の主なものは、第1号被保険者の保険料1億2,254万円余、その他、国庫負担金・県費負担金・支払基金交付金等について、過大に交付となったものを積立て、翌年度に精算するものでございます。

款4、地域支援事業費3億8,750万37円は、要介護状態へ移行しないために行う介護予防、総合相談及び認知症対策、権利擁護等の事業を主に構成市町村へ委託して実施するもの並びに介護予防・日常生活支援総合事業の実施にかかる費用となっております。

102ページ、103ページをご覧ください。

款5項1目2、償還金7,968万8,812円は、平成30年度において、過大に交付された国庫負担金、支払基金交付金等の償還金となっております。

105ページには実質収支に関する調書。106ページには財産に関する調書。

107ページでは特別会計の財源内訳を記載しております。

以上で、介護保険事業特別会計の説明を終わります。

続いて、議案第28号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算について」ご説明を申し上げます。

決算書は109ページから、主要な施策の成果は37ページからでございます。

110ページ、111ページ、歳入歳出決算書をご覧ください。

歳入、111ページ、歳入済額の最下段、歳入の決算額は1,739万1,270円、前年度比3.0パーセントの減となっております。

112ページ、113ページをご覧ください。

歳出、113ページ、支出済み額の最下段、歳出の決算額は、1,569万6,558円、前年度比3.9パーセントの減となっております。その結果、114ページの歳入歳出差引残額169万4,712円は、翌年度への繰越となります。

116、117ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、衛生使用料274万7,491円は、診療日数286日、患者数354人の診療使用料で、前年度比11.7パーセントの減、平均患者数は1日あたり1.2人でございます。

款2項1目1、市町村負担金1,180万円は、運営のための負担金でございます。

款5、県支出金123万6千円は、小児初期救急医療体制整備事業補助金でございます。

118、119ページの歳出をご覧ください。

款1総務費のうち主なものは、節1報酬では、実働57人の医師の報酬、節7賃金は、看護師及び医療事務の臨時職員8名分の賃金、節9旅費は、医師の費用弁償、節11需用費は、医薬材料費等でございます。

121ページは実質収支に関する調書。122ページは財産に関する調書と財源内訳でございます。

以上で、平日夜間救急医療事業特別会計の説明を終わります。

続いて、議案第29号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計の歳入歳出決算について」ご説明申し上げます。

決算書では、123ページから、主要な施策の成果は、40ページからでございます。

決算書の125ページ最下段、歳入の決算額合計は2億1,522万1,268円、127ページの歳出の決算額は1億9,337万8,897円。その結果、128ページでございますが、歳入歳出差引残額は2,184万2,371円となり、翌年度への繰越しとなります。

130、131ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、鹿島荘負担金1億5,509万7,402円は、市町村から鹿島荘の運営費、改築事業の連合債償還に係るものと、鹿島荘の事業収入となる生活短期宿泊事業、老人保護措置費に係る負担金で、生活短期宿泊事業の延べ利用者は1,513人でございます。

款2項1目1、ひだまりの家収入2,497万3,740円は、ひだまりの家利用者9人分の介護保険給付費収入。目2、ひだまりの家施設利用収入1,110万9,350円は、介護保険利用者負担分のほか入所者の施設使用料、光熱水費と燃料代、食材料費でございます。

款4項1目1、鹿島荘繰越金1,914万3,353円は、鹿島荘分の平成30年度からの繰越金で、目2、ひだまりの家繰越金404万7,992円は、ひだまりの家分の繰越金でございます。

134、135ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、管理費1億1,045万1,652円は、主には職員9名分の人件費と支援員、給食調理員及び看護師の賃金、節13委託料は清掃業務、給食調理補助業務委託などでございます。

目2、生活費3,163万1,214円は、措置入所者50人と生活短期宿泊事業入所者の日常生活に係る経費でございます。

主なものは、節11需用費は、介護が必要な入所者が増加してきておりオムツ等の消耗品費、燃料費の灯油代、136、137ページになりますが、光熱水費や賄材料費でございます。

節12役務費の手数料は、入所者の健康診断、シーツなどの洗濯手数料、節14使用料及び賃借料は、通信カラオケ使用料で、通信カラオケの転倒防止体操、口腔機能向上体操のシステムを活用し、入所者の能力維持・向上を図っているものであります。

節20扶助費は、入所患者の日用品のほか介護保険サービス利用に係る費用などでございます。

項2目1、ひだまりの家管理費3,651万5,665円は、人件費では、職員2名の人件費と介護職員9人の賃金であります。

その他入所者9人分の日常生活費、施設の維持管理経費で、主なものは節11需用費の燃料費、光熱水費、賄材料費でございます。

138、139ページになりますが、節25積立金は、ひだまりの家事業基金に積み立てるものであります。

款2項1、鹿島荘公債費1,478万366円は、鹿島荘改築事業の起債償還でございます。

141ページには実質収支に関する調書。142、143ページには財産に関する調書。144ページには連合債一覧表でございます。

以上、6会計について、主な内容をご説明申し上げました。ご審議のうえご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 続いて、監査委員に監査報告を求めます。

監査委員。

〔監査委員（川上雅嗣君）登壇〕

○監査委員（川上雅嗣君） それでは、決算審査報告を申し上げます。

令和元年度の決算審査は、議会選出の岡監査委員と私、川上の両名で行いましたので、代表して、審査報告を申し上げます。

去る7月1日、広域連合長から審査に付されました。

地方自治法第233条第2項の規定による、令和元年度北アルプス広域連合一般会計及び特別会計の歳入歳出決算及び附属書類、同法第241条第5項の規定による基金の運用状況を示す書類について審査を行いました。

審査の概要について報告いたします。

決算審査は7月6日、7日に広域連合事務局があります、北アルプス市町村会館において実施いたしました。

審査の方法でございますが、令和元年度北アルプス広域連合一般会計特別会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、基金の運用状況を示す書類について、関係法令に準拠して調整されているか、財産運営は健全か。財産の管理が適正か、また予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、関係諸帳簿及び証拠書類等の照合などにより、審査を行いました。

審査の結果、審査に付された各会計の歳入歳出決算及び附属書類、基金の運用状況を示す書類は、いずれも正確であると認められ、また、予算、事務事業の執行についても、概ね適正であったと認められました。

ここで若干の説明、意見を加えさせていただきます。

広域連合の各会計の財源については、市町村負担金はその根幹を成しており、このうち、一般会計では、歳入の約、87パーセント、15億1385万円余が市町村からの負担金であり、使用料及び手数料は約5パーセント、8603万円余となっている。

構成各市町村では、平成28年度から、圏域独自の北アルプス連携自立圏を形成し、少子高齢化、人口減少社会にあつて、市町村共通の事務事業を効率的に行えるよう、市町村が相互に協力して、移住定住や若者交流などの事業を推進している。

厳しい財政状況の中で、それぞれに創意工夫による財政運営がなされており、広域連合職員においても、市町村財政の負担軽減に配慮した予算の編成や、費用対効果を考えた予算の執行に当たるようお願いする。

まず、一般会計では、北アルプス公益葬祭場の管理運営について、平成25年度に指定管理者制度を導入も、第1期5年の指定管理期間が終了し、平成30年度から新たに5年を期間とする業者選定がなされたが、指定管理者制度導入前と比較し、経費の節減が図られている。

葬祭場の施設及び機械設備の修繕等にあたっては、点検結果に基づいて計画的に行うとともに、指定管理者による適正な施設の運営管理をお願いする。

次に、一般廃棄物処理施設、エコパークが一昨年の8月1日から本稼働となり、3市村の広域的なごみ処理が開始された。

施設の安全な運転を確保するとともに、住民へのごみの減量化や再資源化の啓発を通じて、循環型社会の構築に努められたい。

次に消防関係では、庁舎の維持修繕や救急車などの車両更新に当たっては、長期更新計画に基づき、計画的に実施するとともに、費用については、起債等の有利な財源確保について検討を行われたい。また、車両等の更新及び維持管理は高額となることから、更新時には、費用対効果について十分に検討し、車両の選定を行うことを求めたい。

次に、ふるさと市町村圏事業特別会計では、危険運用益を財源とし、構成各市町村が行う祭り、イベントへの補助金、交付が主な事業となっているが、低金利により、基金運用益が減少していることから、補助金の交付基準の見直しや基金の運用方法についても検討をお願いする。

次に、介護老人保健施設虹の家の運営については、平成9年の開所以来、21年が経

過し、施設や設備の老朽化が見られる。

令和元年度も引き続き、赤字経営の状況が続いているが、平成29年度に、虹の家における具体的な業務改善の方針と、その実施に伴う指導助言を行う、虹の家業務改善委員会が設置され、ニーズの高い、通所リハビリの定員をふやすなど、経営改善に向けた努力を続けている。

今後は、施設の管理運営体制の方法や、赤字経営からの脱却に向けたさらなる努力に期待する。

また、今後の施設や設備の修繕については、より計画的に実施し、今後も市立大町総合病院との連携のもと、施設の健全な運営と利用者の増加のための努力をお願いする。

次に、介護保険事業について、保険料全体の収納率は94.9パーセントで、前年度と比較し、0.29ポイントの減となっている。

また、不納欠損額については29万余で、うち死亡によるものが26万円余となっている。

今後も、保険料の徴収不納欠損処分も含めた滞納整理にあたっては、公平性を確保するため、効果的な滞納整理の方策について、市町村担当者と連携し、滞納額の縮減に努められたい。

また、保険給付費については、前年度と比較し、9498万円余1.6パーセントの増加となっている。

今後も高齢化が進む当圏域においては、平成29年度から開始となった介護予防日常生活支援総合事業の充実や、第7期、介護保険計画に基づく基盤整備など、地域包括ケアシステムの構築に向けた介護保険制度の運用に努めるよう要望する。

次に、平日夜間救急医療事業特別会計について、令和元年度の患者数は354人で、前年度と比較して47人の減少となった。

当事業においては、収益を求めることはことが難しいが、今後も、利用者の増加に繋がる有効な啓発に努め、大北医師会と連携し引き続き事業の健全運営を図られたい。

最後に、養護老人ホーム鹿島荘、グループホームひだまりの家については、入所者の高齢化が進み、令和元年度は9月以降に7名の死亡退所があった。

また、生活短期宿泊事業については、延べ利用日数は前年度と比較し、112日の減となった。

養護老人ホームである鹿島荘にあつては、構成市町村や近隣自治体への措置入所の協力を求めるなど、定員満床に向けた努力を引き続きお願いする。

また、介護保険施設としての運営のあり方について今後も経営検討されたい。

さらに将来的には入所者の高齢化が一層進むことから、引き続き入所者の安心、安全に配慮した施設運営に努められたい。

その他詳細につきましては意見書をご覧くださいようお願いします、以上で決算審査報告を終わらせていただきます。

○議長（中牧盛登君） ここで、日程第4の途中ですが、11時20分まで休憩といたします。

休憩 午前11時06分

○議長（中牧盛登君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4の議事を継続いたします。

ここで私から議員各位に申し上げます。

会議規則では、質疑にあたっては、自己の意見を述べることができないとされています。

質疑とは、提出された議案について、その内容や不明な点を聞くことですので、留意してください。

また、所信を明らかにすることを求めることは、質問に当たりますのでご注意願います。

これより質疑に入ります。

まず、議案第24号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

続いて議案第25号、「令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

続いて議案第26号、「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 2点ほど質問したいと思います。

1点目については先ほどご報告ありましたが、業務改善委員会を開かれていると思います。

現在どのような到達点にあるのか、概略を説明いただきたいと思います。

2点目につきましては、昨年度の事業の中で、利用者のアンケート調査等は実施しているのかどうか、結果等を実施してあれば、概要を説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 答弁を求めます。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのお尋ねについてお答え申し上げます。

業務改善委員会の状況、どんな内容を検討しているかとのお尋ねでございますが、虹の家の運営に関する課題、デイケアの利用者の増、リハビリのあり方等について、大町病院、虹の家、広域連合で対応方法等につきまして、検討しております。

具体的には、昨年度リハビリスタッフが二名体制で行ってりましたが、短期集中リ

ハビリ加算等の介護報酬を算定するためには、もう1名配置が必要との提案をいたしました。その結果、この2月より、作業療法士1名が配属となっております。

いずれにいたしましても、虹の家が、どのような取り組みをすれば、経営改善がなされていくかということを検討し、必要に応じて、施設等にご提案申し上げます。

それから、給食に関する、アンケートでございますが、利用者のアンケートは、毎年11月頃行っております。

このアンケートにおいて、給食に関して、特段の要望、苦情等は出てないという報告を受けております。

私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 業務改善委員会の経過についてですけれども、そもそも虹の家というのは、大町病院の組織の一部という位置付けで、組織的にはスタートしているわけですが、今までの経過を見ますと、その辺の位置付けが曖昧であったり、財政は広域連合、運営は大町病院への委託というようなことで非常に責任体制が不明確だったというような点もあったというふうには見受けられております。

こういった点についての実質的な、検討委員会での協議というのはどのような進展状況があったのかありましたら、説明いただきたいと思っております。

それから利用者のアンケート調査の件ですけれども、大町病院の給食業務というのが、かなり変わってきているということで、大町病院の利用者の中には、味が不味くなったといったような問い合わせ、苦情があるというふう聞いておりますが、同じ給食業務、給食内容になっております。

やはり利用者の率直な声を受けとめながら、改善できるものは改善するということが必要かと思いますが、アンケート調査、本当に利用者の声をくみ上げられるような内容のアンケートが行われているのかどうか、その点について改めて、説明いただきたいと思っております。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのご質問について、お答えいたします。

この経営改善委員会でも、業務改善委員会でも、議員ご指摘の通り命令系統がはっきりしないというような、そんなようなお話が出ております。

現在それについても、明確にできなさいけないということで、検討を始めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから給食のアンケートでございますが、これについて、虹の家の方で行っているようでございます。

内容につきましても、どのようなものであるか、再度確認を取りながら利用者の意見が的確に把握できるような内容のアンケートを考えております。

以上でございます。

議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第27号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

平林英市議員。

○6番(平林英市君) 先ほどの説明にもありましたけど、団塊の世代が、高齢化していく中で、非常に介護保険の給付費が伸びているという説明がありました。

前年度と比較しても、2298万円増加していると、そういう中において、さっきの連合長の挨拶でもちょっと触れられておりますけども、今後の給付費の高騰に向けて、保険料で第8期の介護保険事業の保険料っていうのは、やはり被保険者に負担がかかってくると、私、非常にそれは危惧されているのですが、そういう可能性は大いにあるわけですが、どんな計画になっているか教えてください。

○議長(中牧盛登君) 介護福祉課長。

○介護福祉課長(麻田俊一君) 先ほどもご説明申し上げましたとおり、7期の計画に比較しますと、認定者、あとサービス利用者、横ばい状態でございます。そんな関係もございます。

現在、先ほどの決算の説明でも申し上げましたが、保険料の一部を、積み立てを行っている状況でございます。

その積立保険料と8期の推移を見ながら、給付の関係を見ながら、保険料については、できるだけご負担の少ないような形で、現状維持か、そこら辺は検討していきたいとそんなふうに考えております。

以上でございます。

○議長(中牧盛登君) 平林英市議員。

○6番(平林英市君) 今の経済状況からいっても、非常に低所得者が、払えないような状況になってきていると思います。

そういう中で、先ほど言った低所得者に対する、国からの補填、こういうものがなければ、もうこれから本当に介護保険そのものが、崩壊の危機になると思いますが、根本的対策それについてお伺いしたいと思います。

それからもう一つですね先ほど言えばよかったですけど、介護保険から要支援1,2の人たちが、総合事業に移されたのですよね。

これからもう2年過ぎていると思うのですが、どういう効果があらわれてきたのか、要介護でどんな成果があらわれてきたのか、その辺のところを教えてください。

○議長(中牧盛登君) 介護福祉課長。

○介護福祉課長(麻田俊一君) ただいまのご質問、お尋ねにお答えします。

先ほどもご説明申し上げましたとおり、給付費は、現在のところ横ばい状態でございます。

8期につきましても、大きな伸びはないだろうと現在見込んでおります。

それを含み中で、保険料の算定をし、給付の計画を立てていき、できたときには、また議員の皆様にご説明申し上げ、ご了解をいただきたいと考えております。

それから、総合事業、介護予防、支援1,2の方が給付費から外れたという問題でございしますが、これについては先ほども言いましたとおり、総合事業の方で対応しております。

以前、ご答弁申し上げましたが、市町村の包括支援センター等の要望に対する取り組みを積極的に行っていることから、介護の重度化を防ぐことにより、給付費の方も、総合事業の方も、横ばいの状況で推移しているということで、包括支援センターの皆さんには、お礼を申し上げたいと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 平林英市議員。

○6番（平林英市君） 地域総合事業ですけれども、やはり介護保険から会費が出ているのですから、どんなような実際に成果でできたのか、そういうことをやっぱりちゃんと検証する必要があると思うのですよ。

そうでなければ、今までどおりの介護保険でよかったのですが、私はこれ問題だと思ったのですが、これはちゃんと検証する必要があると思いますけれども、その検証はなされているのですか。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） お答え申し上げます。

総合事業の導入につきましては、総合事業の介護、介護認定、介護給付を使いますと、主治医の意見書、あと、審査会の先生方の審査員の認定を待たないと、給付が受けられない状況でございしますが、総合事業につきましては、市町村の包括支援センターの担当職員の訪問による判断で必要と認められた場合には、即利用ができるようになります。

その点では、要支援1、2の皆さん、サービスをいち早く受けられることができるということは、メリットにはなっているかと思っております。

私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 今の総合事業の件が話に出ましたが、地域支援事業の総合事業に取り組んでいるわけですが、とりあえず前年に比較して、どのような状況になっているのか、特に課題と思われている点について、改めて説明いただきたいと思うのですが。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 課題についてのお尋ねにお答えします。

地域支援事業の担い手について、平成28年度から、生活支援従業者と養成研修を実施しており、昨年度まで、234名の方が修了されております。

修了者の中から、3事業所が、開所に繋がりましたが、介護保険全体的には、まだまだ担い手不足の状況がございします。

この点について、マッチング制度の有効な活用等により、修了者が生活支援サービス等に結び付く支援を、今後行って参りたい。

それにより、高齢者の皆様が住み慣れた地域で、安心して生活できるような体制を構築していきたいと、そのように考えております。

私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） いい面もあるかと思いますが、この総合事業のマイナス面ですね、問題点、定点では、1点目で無資格者による低価格サービス、いわゆる基準緩和型サービスって言われているもの。これによってサービスの質が下がるという問題。

それから、住民ボランティアのサービスっていうのも可能になるというようなことで、これも安上がりのサービスということになりますが、住民主体型サービスというのは、いわゆるAB型と言われて、国でも進めているわけですが、これらのサービスというのが、従来の介護保険のサービスからは、質的にも内容的にもかなり水準の劣ったサービスが提供されている、こういう問題点が指摘されております。

それから、3点目につきましては、先ほどチェックリストによって、市町村の職員の判断で迅速に対応ができるというような話がありましたけども、これはいわゆる、本来であれば、介護認定受ける権利があるのに、市町村の段階でチェックリストではじいてしまう、こういう負の面もあるわけです。

このチェックリストっていうのは、結局は、国の方向では、なるべく介護保険対象者をはじいて、ふやさない、いわゆる水際作戦という負の面も指摘されているわけです。

このような課題をどう解決できるのか。その対応をどうするか、改めて、その点についてのマイナス面には、どう対処するのかっていう点で説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） 総合事業と、給付によるサービス提供の違いでございますが、基本的には、提供できるサービス、要支援1,2の方に対する居宅サービス、デイサービス、訪問サービスが対象となるわけでございますが、内容的には、介護保険を使って行うサービスと内容的にはほぼ同じでございます。ただ、先程も申し上げました通り、利用者の方が、認定審査等の時間を待たず、市町村の職員の判断により、サービスを受けることができるという部分では、この事業、利用者の方にとっては、その部分ではメリットがあるのではないかと考えております。

それから、ボランティアの方々をお願いして行うサービスでございます。

確かに、この地域、またそういうボランティア団体というのはなかなか育ってきませんが、やはりボランティア団体の方に、ご協力いただいて、たくさんの方に参加していただいて、この介護保険の制度でございます。趣旨でございます。地域みんなで、介護が必要となった方を支えていく。そういう基本理念がございます。ボランティアを集めながら、より効率的に、経費もかけずに、行っていく。

それが、介護保険、あと介護保険事業会計の、安定的な運営に繋がっていくのではないかと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 大和幸久議員。

○5番（大和幸久君） 多少のいい点を強調されても本当に利用者が満足できている内容か

という点では大きな問題があるので、今言われたような指摘についてはきちんと対応していただきたい。

特に来年から第8期が始まるわけですが、地域支援事業、今まで要支援1,2の人で約28.5%が対象でありましたけれども、来年からこれに要介護1,2が加わるということで、一気に37.4%の対象者がまた増えるということです。

両方合わせますと、65.5%、こういった人がこの総合事業の対象になるというように、先ほど指摘したような安上りのサービス、これに65%の人が利用せざるをえないという環境にもなるわけです。

この辺が介護保険事業の大きな問題点として、しかも、介護保険料というのは、年金から天引きをされていて、実質8割の方ってというのは全く、保険料の掛け捨てという状態になっている。こういうことも大きな問題になってきていると思います。

第8期にあたっては、そういった課題も本当に利用者の立場に立って、改善できるような、そういった計画を検討していただきたいというのは多くの利用者の声だと思いますが、そういった点に基本的にはどんな姿勢で取り組むのか、改めて説明いただきたいと思います。

○議長（中牧盛登君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（麻田俊一君） ただいまのご質問にお答えします。

次期の計画につきましては、昨年、対象となる方々の実態調査を行い、その方々のニーズや要望等、集計をいたしまして、その結果を介護保険事業計画に反映していく予定でございます。

施設整備につきましても、関係市町村と、協議をしながら進めて参りたいと思います。

それから、介護保険料でございますが、先ほどご説明申し上げましたが、介護保険制度、介護を社会全体で支える仕組みとして始まった制度でございます。

その中で対象となる方全員からご負担をいただいて、介護が必要な方を助けていくという制度でございますので、その点については、ご理解いただきたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で質疑を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって質疑を終結いたします。

続いて、議案第28号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

続いて議案第29号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を取り扱います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

以上の6議案の審査は、配布してあります付託表の通り、各常任委員会に付託いたします。

ここで昼食のため、12時50分まで休憩いたします。

休憩 午前11時43分

再開 午後12時50分

○議長(中牧盛登君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4の議事を継続いたします。

議案第30号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第3号)」を議題とし、提案理由の説明を求めます。

事務局長。

[事務局長(傘木徳実君)登壇]

○事務局長(傘木徳実君) ただ今議題となりました議案第30号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第3号)」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度決算に伴う繰越金の確定及び市町村負担金の精算、廃棄物処理費における予算の組み換え、また、常備消防費における新型コロナウイルス感染防止対策による需用費の増が主なものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,703万1千円を追加し、総額を23億6,699万円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款1項1目1、市町村負担金146万1千円の増は、常備消防費負担金で、歳出において、新型コロナウイルス感染防止対策として需用費を増額することに伴うものでございます。

款7、繰越金6,381万円の増は、令和元年度決算に伴う前年度繰越金の確定によるものでございます。

款8項1目1、雑入176万円の増は、節4衛生費雑入で、昨年、落雷により被害を受けた北アルプスエコパークの機材に対する、公有建物災害共済金の支払いによるものでございます。

次に10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2項1目1、一般管理費444万3千円の増は、節22償還金利子及び割引料において、令和元年度決算額の確定により、市町村負担金を令和2年度において精算するものでございます。

目3、情報化推進費59万4千円の増は、節12委託料では、総務省が管轄する地方公共団体情報システム機構が、住基ネットシステムのウィルス対策ソフトを変更したことに伴い、当広域連合においてもソフトを変更する必要が生じたことによります業務委託料。節22償還金利子及び割引料は、市町村負担金を精算するものでございます。

目4企画費の増も、市町村負担金の精算によるものでございます。

款3項1目2、障害支援区分認定審査会費及び款4項1目2、ごみ処理広域化推進費の増につきましても、市町村負担金の精算によるものでございます。

目3、廃棄物処理費1、515万7千円の増は、エコパーク建設工事に伴う瑕疵担保期間が本年7月で終了となったことから、節10需用費において部品消耗品と機械設備修繕料として計上しておりました焼却設備の維持修繕業務を、節12委託料に付け替えるものでございます。

節22償還金利子及び割引料2、967万9千円の増及び目4リサイクル推進費355万9千円の増は、市町村負担金の精算によるものでございます。

款5項1目1、常備消防費1、996万7千円の増は、節10需用費では、新型コロナウイルス感染防止対策として、救急隊が着用する高性能感染防止衣等の購入によるものでございます。節11役務費では、消防庁からの通知に基づき、隊員の感染防止対策として、麻しん等の血中抗体検査と破傷風ワクチンの接種を行うもの。節22償還金利子及び割引料は、市町村負担金の精算によるものでございます。

款8、予備費2、196万9千円の増は、歳入歳出の調整を行うものでございます。

14ページには、今回の補正に伴います市町村負担金一覧表。15ページは、市町村への過年度償還金の明細となっておりますのでご覧ください。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第30号は、各常任委員会に付託します。

続いて、議案第31号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第31号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度決算の確定に伴う繰越金と歳入歳出の調整でございます。

第1条でございますが、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ1万5千円を追加し、総額を559万7千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款2項1目1、繰越金1万5千円の増は、令和元年度決算の確定に伴う繰越金の増でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款2、予備費の増は、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

ます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第31号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、議案第32号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」議題とし提案理由の説明を求めます。

議長事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま、議題となりました議案第32号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由をご説明申し上げます。

1ページをご覧ください。

今回の補正は、令和元年度決算に伴う、繰越金の確定、修繕料の増額が主なものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に138万6千円を追加し、総額を2億9,080万5千円とするものでございます。

8、9ページの歳入をご覧ください。

款2項1目1、繰越金138万6千円の増は、令和元年度決算に伴う前年度繰越金の確定に伴うものでございます。

10、11ページの歳出予算をご覧ください。

款1項1目1、の節10「需用費」でございますが、虹の家の特殊浴槽のお湯を貯めるための弁とお湯を循環させるホースが経年劣化により、取り換えが必要となりましたことから、修繕料を20万1千円増額するものでございます。節22「償還金利子及び割引料」につきましては、虹の家施設利用料について、過年度精算が必要となりましたことから、4千円を増額するものでございます。

款2項1目1、「予備費」につきましては、歳入歳出の調整でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のうえ、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第32号は、福祉常任委員会に付託します。

続いて、議案第33号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました議案第33号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、令和元年度介護保険事業特別会計の決算による、繰越金の確定及び、令和元年度の市町村負担金の精算が主な内容でございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ、1,153万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、67億8,053万1千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

款8、繰入金でございますが、令和元年度に翌年度返還分として積立てた、市町村負担金を繰り入れるものでございます。

款9、繰越金774万8千円の増は、令和元年度決算額確定に伴う前年度繰越金の計上でございます。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款5、諸支出金でございますが、前年度の市町村負担金の精算による、償還金でございます。

12ページは、市町村への過年度償還金の明細となっております。

以上、ご説明を申し上げましたが、ご審議の上、ご可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第33号は、福祉常任委員会に付託します。

続いて議案第34号、「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました、議案第34号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は歳入では、令和元年度決算確定に伴う繰越金の増、歳出では市町村負担金過年度償還金の増によるものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ69万4千円を追加し、総額を1,791万円とするものでございます。

8、9ページの歳入をご覧ください。

款3項1目1、繰越金69万4千円の増は令和元年度決算の確定に伴う繰越金でございます。

10、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、診療管理費69万4千円の増は令和元年度決算の確定に伴う市町村負担金の過年度償還金でございます。

12ページは、市町村負担金の償還金の明細となっております。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案について、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第34号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、議案第35号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」を議題とし提案理由の説明を求めます。

事務局長。

〔事務局長（傘木徳実君）登壇〕

○事務局長（傘木徳実君） ただいま議題となりました、議案第35号「老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

今回の補正は歳入では、決算の確定に伴う繰越金の増額、歳出では、市町村負担金過年度償還金の計上と積立金を増額するものでございます。

第1条でございますが、歳入歳出の総額にそれぞれ1,234万1千円を追加し、総額を2億1,892万8千円とするものでございます。

8ページ、9ページの歳入をご覧ください。

令和元年度決算に伴い、款4項1目1、鹿島総繰越金を、1,215万2千円増額し、目2、ひだまりの家繰越金を18万9千円増額いたします。

10ページ、11ページの歳出をご覧ください。

款1項1目1、管理費422万9千円の増は、市町村負担金の過年度償還金でございます。項2目1、ひだまりの家管理費10万円の増は、積立金の増額でございます。

款3、予備費は、歳入歳出の調整によるものでございます。

12ページは、市町村負担金過年度償還金の詳細でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中牧盛登君） 説明が終わりました。

本案についてご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんのでこれをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第35号は、福祉常任委員会に付託します。

日程第5「請願・陳情」

○議長（中牧盛登君） 続いて、日程第5「請願・陳情」を議題といたします。

お手元に配りました陳情文書表は、白馬村 田中 博光（たなか ひろみつ）氏から

令和2年7月30日に提出された陳情であります。

朗読、説明は省略して、陳情の取り扱いについてお諮りいたします。

令和2年陳情第1号は、議会運営委員会に付託して、審査したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、令和2年陳情第1号は、議会運営委員会に付託して審査することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

散会 午後1時08分

北アルプス広域連合議会令和2年8月定例会議事日程（第2号）

令和2年8月12日（水）

午前10時開議

大町市議会棟

日程第1 常任委員会委員長審査報告、質疑、討論、採決

- 議案第24号 令和元年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
総務常任委員長 倉科 栄司
福祉常任委員長 北村 利幸
- 議案第25号 令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について
総務常任委員長 倉科 栄司
- 議案第26号 令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
福祉常任委員長 北村 利幸
- 議案第27号 令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
福祉常任委員長 北村 利幸
- 議案第28号 令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
総務常任委員長 倉科 栄司
- 議案第29号 令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について
福祉常任委員長 北村 利幸
- 議案第30号 令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第3号）
総務常任委員長 倉科 栄司
福祉常任委員長 北村 利幸
- 議案第31号 令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）
総務常任委員長 倉科 栄司
- 議案第32号 令和2年度北アルプス広域連合介護老人保険施設事業特別会計補正予算（第1号）
福祉常任委員長 北村 利幸
- 議案第33号 令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
福祉常任委員長 北村 利幸
- 議案第34号 令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）
総務常任委員長 倉科 栄司
- 議案第35号 令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）
福祉常任委員長 北村 利幸

日程第2 請願・陳情審査報告、質疑、討論、採決

令和2年陳情第1号

議会運営委員長 北澤 禎二郎

出席議員名簿

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	中牧 盛登	6	平林 英市	1 1	平林 寛也	1 6	丸山 勇太郎
2	太田 昭司	7	岡 秀子	1 2	大和田 耕一	1 7	北村 利幸
3	山本 みゆき	8	倉科 栄司	1 3	山内 伯行	1 8	猪股 充拡
4	降旗 達也	9	服部 久子	1 4	北澤 禎二郎		
5	大和 幸久	1 0	矢口 稔	1 5	太田 伸子		

欠席議員名簿

なし

正・副連合長、広域連合出席職員名簿

役 職	所 属	氏 名
広域連合長	大町市長	牛越 徹
副広域連合長	池田町長	甕 聖章
〃	松川村長	平林 明人
〃	白馬村長	下川 正剛
〃	小谷村長	中村 義明
広域連合監査委員	代表監査委員	川上 雅嗣
広域連合職員	会計管理者（大町市会計管理者）	西澤 美千夫
〃	事務局長	傘木 徳実
〃	消防長	勝野 一徳
〃	消防本部総務課長	山本 智通
〃	消防本部総務課長補佐兼庶務係長	山岸 賢司
〃	消防本部総務課長補佐兼予防係長	小林 鉄朗
〃	消防本部通信司令室長	郷津 純治
〃	消防本部通信司令室長補佐兼通信指令室係長	細川 彰夫
〃	消防本部警防係長	小林 高
〃	総務課参事（広域連携担当）	赤羽 一俊
〃	総務課長	江津 文人
〃	総務課長補佐兼総務係長	井沢 公一
〃	総務課企画財政係長	飯島 伸幸
〃	施設整備推進係長	山岸 俊幸
〃	総務課エコパーク管理係長	西山 孝
〃	総務課長補佐兼土木振興係長	北澤 尚泰
〃	介護福祉課長	麻田 俊一
〃	介護福祉課介護保険係長	太田 武寿
〃	介護福祉課審査係長	内藤 由紀
〃	鹿島荘所長	丸山 純生
〃	虹の家事務長	相沢 進
〃	議会事務局	勝野 広幸
〃	〃（書記）	西澤 崇
〃	〃（書記）	三原 和樹
〃	〃	宮嶋 久美

令和2年 8月12日
開会 午前10時00分

○議長（中牧盛登君） おはようございます。ただいまから令和2年北アルプス広域連合議会8月定例会の本日の会議を開きます。

本日の出席議員は、18名全員であります。

よって、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

続いて、理事者等の欠席、遅参等については、事務局長の報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（傘木徳実君） 報告いたします。正副連合長は全員出席をしております。

以上です。

日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」

○議長（中牧盛登君） これより、本日の会議を開きます。

日程第1「常任委員会委員長審査報告・質疑・討論・採決」を行います。

まず、議案第24号について、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

○総務委員長（倉科栄司君） おはようございます。総務常任委員会に付託されました、議案第24号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、当委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、常備消防費について、監査委員の指摘に「車両等の更新及び維持管理は高額となることから、次回更新時には費用対効果について十分検討し車両の選定を行うこと。」と強い表現になっている。監査委員の審査結果を尊重するよう配慮されたいとの質疑がありました。行政側から、中長期計画に基づき、議会に十分説明しながら必要な部分に予算を投じていく。指摘について検討するとともに、救急車両等の適時の更新に努めてきているものの、更新も伸ばしてきている状況にあり、ご理解いただきたいとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 総務委員長の報告が終わりました。

次に福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（北村利幸君）登壇〕

○福祉委員長（北村利幸君） おはようございます。当委員会に付託されました、議案第24号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」のうち、福祉常任委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 各委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第24号について、まず、総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、福祉委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。

〔5番（大和幸久君）登壇〕

○5番（大和幸久君） 24号に反対の討論です。

議案第24号令和元年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について反対の討論をさせていただきます。

反対する主な点は、令和元年度事業で、北アルプス連携自立圏事業の取り組みに問題があるという観点からであります。

安倍首相の諮問機関である第32回地方制度調査会の答申案が公表されました。国や財界は、人口減少が深刻化する2040年を見据え、自治体運営の将来像を示す、いわゆる骨太な提言を期待していましたが、現行制度の拡充やデジタル化の推進を示すにとどまり、国や財界が望んでいた抜本改革とはほど遠いものとなりました。制度化の是非が焦点になっていた県域構想と地方議会改革は、総務省の研究会が提言しましたが、この研究会は、大学教授らが中心で、地方側の代表は1人も含まれていなかったものであり、自治体運営のあり方に直結する議論を、当事者不在のまま進めた国の司法が、地方側の不信を招いた面は否めないと指摘されております。

また、地制調の議論でも、全国町村会からは、圏域構想は事実上の市町村合併であり、小規模自治体の衰退を招くとの警戒感が強く示され、議論は入口で足踏みをしたままでした。国は冷静な議論の環境を整え、地方側の声に真摯に耳を傾ける姿勢で臨むことが求められているとメディアも指摘をしております。

昨年11月21日の全国町村長大会では、市町村を超えた県域行政の法制化や標準化などの新たな圏域行政の推進に、断固反対する特別決議を行っております。この特別決議は、新たな県域行政の推進は都市部を中心とした行政性の集約化、効率化に繋がることが強く懸念され、周縁部の町村を衰退に追い込む危険性をはらんでいると指摘したうえで、広域連合など、現行の広域行政制度の検証もないままでの法制化は、自治権を大きく損なうことになるものである。このような県域行政の推進に断固反対するとしております。さらに、全国町村会の荒木泰臣氏は、県域行政の大元にある行政のフルセット主義、自治体が必要な機能を自ら保有することからの脱却という考え方は受け入れられないと表明しました。

北アルプス広域連合を構成する首長さんは、町村会や全国市長会で反対決議に賛同する一

方で、当広域連合では、圏域化事業を推進することになるのですが、矛盾しているのではないのでしょうか。早晩このねじれ状態の圏域行政への取り組みは、見直しをされなければならないと思います。

さて、東京圏でのコロナ感染者の集中は、東京をグローバル化都市圏にしようとした安倍自公政権、地方創生政策の破綻を示すものであります。第1期の地方創生総合戦略によって、人口の東京一極集中はむしろ進んでしまいました。この点の総括もなしに、第32次地方制度調査会は、新たな地方制度改革を答申しております。全国的にも、選択と集中政策として、中核市、政令市を中心とする連携中枢都市圏づくりを行い、各県の中心都市に人口も経済機能も集中させようとした政策が、コロナ感染の素地を作ったと批判をされております。

また、国は、国境措置とともに、本来地方自治体の施策を行財政面から支える役目を持っていますが、市町村合併や行政改革等の結果、自治体はその役割を十分に果たせない状況であり、これもコロナ対策の対応が遅れた一因であると指摘されております。

新自由主義の元祖であるイギリスでは、かのサッチャー首相が、社会は存在しないと宣言し、市場原理に任せて、公的医療サービスなどを切り捨ててきました。その弟子であるジョンソン首相が、新型コロナに感染し入院した後、退院した時に、社会を存在すると発言したことが印象的であり、象徴的ではありますが、このコロナ禍で、公共の大事さや役割が国際的にも再認識されているといえます。何よりも、住民の感染防止と命を守るために、公共の責任を全うすること。行き過ぎた行財政改革を抜本的に見直し、公立公的病院の再編計画を直ちに中止し、地域の公衆衛生・医療体制を整える、新しい政治・経済・社会のあり方が今求められております。住民の暮らしを支えるための産業・福祉政策を、地域の個性に合わせて、地方自治体を中心になって、立案実行する必要があります。コロナ禍の中で、地域になくはないものがあり、自治体による独自の貿易・医療・産業支援がなされ、地域の中で、連帯経済の取り組みの広がりが見られております。新たな地域社会や、目指す地方自治体の展望がここに示されているのではないのでしょうか。

日本はこれから、コロナの第2波だけでなく、本格的な経済危機も迎え撃たなければならないと言われております。輸出と株だけで景気を持ち上げる政策は、もう通用なくなり、必ず崩壊を起こし、世界中の金融市場を麻痺させてしまうコロナ恐慌の始まりはそこからだという専門家の指摘もあります。輸出と株高で、グローバル企業と株主だけが儲かる経済から、国民全体に成長の果実が行き渡る、そのような経済へ移行する社会の構築が急がれております。圏域行政推進の先には、コロナ禍を乗り越えて、新たな地域行政や地方自治体の健全な発展の展望を見出すことは難しく、一刻も早く見直しをして、地域住民本位の行政運営を図ることを求めて、反対討論を終わります。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

猪股充拓議員。

〔18番（猪股充拓君）登壇〕

○18番（猪股充拓君） 皆様おはようございます。

議案第24号令和元年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成する立場から討論いたします。

この議案は、常備消防費、葬祭場費、廃棄物処理費、リサイクル推進費、保健衛生費など、

多岐にわたる地域住民にとって欠くことのできない重要な事業を執行したものであります。

また、令和元年度決算に関わる、会計年度中の各部門における主要な施策の成果によりますと、大町市が中心となり、関係町村とともに実施する北アルプス連携自立圏事業においては、令和元年度は移住交流、成年後見支援センター、消費生活センターなど9分野21事業に取り組み、広域連合は、その橋渡し役として機能したものと理解しております。広域連合としての事業、連携自立圏の調整役としての役割、いずれも大北地域の一体的な発展を目指すものとして取り組んだものでございます。

以上のことから、本会計の決算につきましては、認定すべきものとして、賛成討論させていただきます。

ご賛同のほどよろしく申し上げます。以上です。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することにご異議ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。

よって討論を終結いたします

これより採決を行います。議案24号を各委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、議案第24号「令和元年度北アルプス広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、各委員長報告の通り認定されました。

次に、議案第25号及び議案第28号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

○総務委員長（倉科栄司君） 総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

はじめに、議案第25号「令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

次に、議案第28号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第25号について総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第28号について、総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第25号及び議案第28号について、討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第25号について、総務委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第25号「令和元年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第28号について、総務委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第28号「令和元年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、総務委員長報告のとおり認定されました。

次に議案第26号、議案第27号及び議案第29号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

[福祉委員長(北村利幸君)登壇]

○福祉委員長(北村利幸君) 福祉常任委員会に付託されました、議案第26号「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、虹の家大規模改修の全体設計において、修繕等が必要な個所は成果品に示されているかとの質疑があり、行政側より、現在の基準を満たしていないエレベーターなど、改修等が必要な個所は示されているとの答弁がありました。当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第27号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、審査の概要を報告いたします。

審査中、委員から、介護予防事業において、市町村への委託料が皆減となっている項目があるのはなぜかとの質疑があり、行政側より、委託料の予算を組み替えたためであり、令和元年度においては、保険者機能推進交付金事業として市町村へ委託しているとの答弁がありました。

次に、委員から、総合事業が減額となった理由は何かとの質疑があり、行政側から、事業対象者の方々が市町村で実施している介護予防事業へ参加する傾向が強くなったためとの答

弁がありました。

次に、委員から、介護の担い手不足について、地域に格差が生じているのではないかとの質疑があり、行政側から、担い手は大北管内全体で不足している状況であり、引き続き、人材養成講座等を開催するなどして、介護人材の確保に努めていくとの答弁がありました。

次に、委員から、認知症患者の現状と、認知症初期集中支援チームの活動状況はどのようになっているかとの質疑があり、行政側から、昨年度支援を行った件数は234件で、その内、医療・介護につなげた件数は49件となっている。また、認知症初期集中支援チームの連携強化を図るため、インターネットを利用した連携体制の構築について検討を進めているとの答弁がありました。

次に、委員から、保険者として介護施設で発生する事故についてどのような取り扱いを行っているかとの質疑があり、行政側から、事業所からの事故報告等を受け、施設部会等とも情報を共有して事故発生を防いでいきたいとの答弁がありました。

次に、委員から、高額介護サービスの中で、一番利用度の高いサービスは何かとの質疑があり、行政側から、施設系サービスを利用されている方の利用が多いとの答弁がありました。

次に、委員から、地域支援事業費の委託料について、市町村ごとの委託金額について明示してほしいとの要望があり、行政側から、次年度より市町村ごとの委託金額をお示しするとの答弁がありました。

次に、委員から、市町村の実情に合わせた地域支援事業の検証を行っていく必要があるのではないかとの質疑があり、行政側から、広域連合で設置している生活支援体制・介護予防サービス提供主体等協議会でも協議いただきながら、地域性を重視したサービスの提供が行えているかについて、検証・検討を進めるとの答弁がありました。

次に、委員から、介護保険事業は広域連合で運営していることから、サービスの平準化を進める必要があるのではないかとの質疑があり、行政側から、地域の特性があるサービスは、市町村ごととなるが、大北全体で同じ取り組みが可能となるサービスは統一して進めたいとの答弁がありました。

次に、委員から、昨年度との比較で収納率は上昇したが、収納件数はマイナスとなっている理由は何かとの質疑があり、行政側から、1件当たりの収納額が上昇したことにより、収納率が上昇しているとの答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、賛成多数で原案を認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第29号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、審査の概要を報告いたします。当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を認定すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第26号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第27号について、ご質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第29号について、ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第26号、議案第27号及び議案第29号について討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第26号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第26号「令和元年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第27号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって議案第27号「令和元年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第29号について、福祉委員長報告のとおり、原案を認定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第29号「令和元年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計歳入歳出決算の認定について」は、福祉委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第30号について、各委員長の報告を求めます。

はじめに、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

[総務委員長(倉科栄司君)登壇]

○総務委員長(倉科栄司君) 議案第30号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算(第3号)」のうち、総務常任委員会に付託されました部分について、審査の概要を報告いたします。

審査中、廃棄物処理費について、需用費の6,500万円を減額し、委託料に5,000万円を付け替えることによる差分の1,500万円が減額となる経緯について質疑があり、行政側からは、エコパークの瑕疵担保期間の終了に伴い、プラント部品代で3,500万円、機械設備修繕料で3,000万円を減額し、事業主が行うべき自主基準以下の値で運転管理を行うための整備を実施するため、委託料に付け替え、まとめて修繕等を実施することによ

り諸経費等が節減できるとの答弁がありました。

また、諸収入の建物災害共済金について、何についての共済金かとの質疑があり、行政側からは、エコパークのI T V装置で施設内を画像と数値により管理する監視システムが落雷のため被災した際の修繕費に対する共済金との答弁がありました。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 次に、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（北村利幸君）登壇〕

○福祉委員長（北村利幸君） 議案第30号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第3号）」のうち福祉常任委員会に付託された部分について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 各委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第30号について、総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、福祉委員長に対しご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第30号を各委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第30号「令和2年度北アルプス広域連合一般会計補正予算（第3号）」は、各委員長報告のとおり可決されました

次に、議案第31号及び議案第34号について、総務委員長の報告を求めます。

総務委員長。

〔総務委員長（倉科栄司君）登壇〕

○総務委員長（倉科栄司君） 総務常任委員会に付託されました議案につきまして、審査の概要を順次報告いたします。

議案第31号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正

予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 総務委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第31号について、総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第34号について、総務委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第31号及び議案第34号について、討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第31号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第31号「令和2年度北アルプス広域連合ふるさと市町村圏事業特別会計補正予算（第1号）」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第34号を総務委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第34号「令和2年度北アルプス広域連合平日夜間救急医療事業特別会計補正予算（第1号）」は、総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号、議案第33号及び議案第35号について、福祉委員長の報告を求めます。

福祉委員長。

〔福祉委員長（北村利幸君）登壇〕

○福祉委員長（北村利幸君） 福祉常任委員会に付託されました、議案第32号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第33号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第35号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計

補正予算（第1号）」について、審査の概要を報告いたします。

当委員会では慎重審査の結果、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 福祉委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

まず、議案第32号について、福祉委員長に対し、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第33号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第35号について、ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第32号、議案第33号及び議案第35号について、討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより採決を行います。

まず、議案第32号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第32号「令和2年度北アルプス広域連合介護老人保健施設事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第33号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第33号「令和2年度北アルプス広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉委員長報告の通り可決されました。

次に、議案第35号を福祉委員長報告のとおり、原案を可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

挙手全員であります。

よって、議案第35号「令和2年度北アルプス広域連合老人福祉施設等事業特別会計補正予算（第1号）」は、福祉委員長報告のとおり可決されました。

日程第2「請願・陳情審査報告・質疑・討論・採択」

○議長（中牧盛登君） 続いて日程第2「請願・陳情審査報告・質疑・討論・採決」を行います。

議会運営委員会付託の令和2年陳情第1号について、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。

〔議会運営委員長（北澤禎二郎君）登壇〕

○議会運営委員長（北澤禎二郎君） 議会運営委員会に付託されました、陳情第1号「大和幸久議員の辞職を求める陳情」の審査結果を報告いたします。

審査中、委員から、議員活動の基本は言論であって、議会においては、特にその言論を尊重し、その自由を保障しています。しかし、どんな内容の発言も許されるということではない。おのずから節度のある発言でなければならないし、自己の発言に責任を持つことが要求されるとの意見がありました。

また別の委員から、会議録を確認すると、当時議会に出席していた他の議員から、動議や議事進行に対する発言がなかったということは、議会の規律として問題がなかったと判断いたしますとの意見がありました。

当委員会では、慎重審査の結果、全会一致で、本陳情を不採択とすべきものと決しました。
以上で報告を終わります。

○議長（中牧盛登君） 委員長の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

議会運営委員長に対し、ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

討論はありませんか。

大和幸久議員。

反対ですか。賛成ですか。

〔5番（大和幸久君）登壇〕

○5番（大和幸久君） 令和2年度陳情第1号「大和幸久議員の辞職を求める陳情」の不採択に、賛成討論をいたします。

まず申立人は、陳情理由の1つとして、地方自治法第132条、普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならないとする法令を守っていないと主張しておりますが、1点目として、無礼な言葉を使用したことは全くありません。どの発言が無礼な言葉なのかを示すべきだと思います。

2点目として、また、他人の私生活にわたる言論はしておりません。どれが私生活にわたる言論であるかを示すべきであります。また、質問は、公人である虹の家事務長に関しての質疑をしたものでありまして、申立の内容は極めて不適切であり、容認できないものであることを表明します。

大きな2番目として、広域議会会議規則第46条、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。同じく同3項、議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べることはできない。とする法令を守っていないと主張しておりますが、この会議規則第46条は、第1項で、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。第2項で、議長は、発言が前項の規定に反すると認める

ときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができるとされております。第3項、議員は、質疑に当っては、自己の意見を述べることができないとあり、申立人は、1項と3項のみ言及しておりますが、第2項の規定に反する場合、議長が注意し、従わない場合は発言禁止ができるとしてはありますが、このようなことは実際にはなかったわけで、この発言は、この項目に該当しないものと考えております。指摘は極めて不適切であり、容認できないものであります。

大きな3番目として、申立人は、大きく5項目にわたって、虹の家経営改善を否定する職員らが共同の意思を持ち、物語を作り出し、議員に相談を持ちかけ、広域議会での事実をねじ曲げての発言で、特定の個人へ誹謗中傷を行い、個人の権利利益までも奪ったことは、広域議員としての品格や適正を著しく欠くため、議員辞職を求める決議を陳情すると主張していますが、私が調査して掴んでいる内容とは、ことごとく事実認識が違っているうえに、申し立ての内容証明をするものが一切示されておられません。私のもとには、元事務長の威圧的な態度や言動等により、利用者や職員に対する不利益があると恐れを持った職員から、助けてくださいとの強い訴えや相談があったため、自身の調査によって、虹の家の利用者や職員の不利益にならないかどうかという点について、議会の場で事実関係を広域連合に質疑したものであります。従いまして申立人の主張は極めて不適切であり、容認できないものであります。

大きな4番目として、申立人の7ページの記述では、平成29年8月に大町警察署に相談し、平成30年9月に長野地裁松本支部に告訴を行い受理されなかった、と記述してあります。記述内容が証明できる事実の内容であるならば、何らかの司法の判断がなされたはずであります。受理されなかったということは、証拠が不十分であるか、訴えの理由に値しないことが証明されたものであることを認識すべきだと思います。

大きな5番として、また申立人は、本陳情書では触れておりませんが、平成30年9月から、虹の家職員と元職員の3名に対して、広域議員を使って議会の場で発言させたことを原因とする不法行為で、虹の家に居られなくなり、不利益を被ったとの主訴で、1人当たり942万円の損害賠償請求をする民事訴訟を起こしておりますが、今年の1月に請求棄却の判決を受けております。この訴訟は、本陳情と同様に、議員との強い関係性を指摘しておりますが、請求棄却となった事実は、申立人の権利や法的利益を侵害するものではないことを、司法が判断した結果であると思います。申立人は、これを不服として控訴している最中ですが、この民事訴訟の証拠の一部に、虹の家利用者等の個人情報を含む、虹の家の書類が使用されていることが確認されました。これは、地方公務員法第34条、退職後も知りえた秘密を漏らしてはならない。とする規定に抵触する違法行為の可能性がります。長野地方裁判所松本支部において、当事者でない私でも閲覧可能であるということは、虹の家利用者等の個人情報が、誰でも閲覧できる状態になっているものであり、広域連合として、厳正な対応を速やかに取る必要があることを指摘して、本陳情の不採択という結論に賛成する討論を終わります。

○議長（中牧盛登君） 他にありませんか。

お諮りいたします。

この辺で討論を終結することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

令和2年陳情第1号を委員長報告どおり、不採択とすることにご賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、令和2年陳情第1号田中博充氏からの陳情は、委員長報告どおり、不採択とすることに決しました。

以上で本8月定例会に付議されました案件は、すべて終了いたしました。

ここで、広域連合長のあいさつを受けることといたします。

広域連合長。

[広域連合長(牛越徹君)登壇]

○広域連合長(牛越徹君) 8月定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会にご提案申し上げました令和元年度決算及び、令和2年度補正予算の12議案につきまして、昨日、本日で2日間にわたり、本会議並びに常任委員会を通じ、慎重なご審議をいただき、原案のとおりご承認ご議決を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご審議の過程でいただきました貴重なご意見やご提言は、今後の広域行政に十分反映して参る所存でございます。

本定例会冒頭のごあいさつでも申し上げましたが、白馬リサイクルセンターにつきましては、来年3月の竣工に向け、建設工事の進捗を図っております。

また、第8期介護保険事業計画につきましては、これまでの計画の達成状況や課題を的確に把握し、高齢者実態調査に基づくニーズの分析や、地域の人口推計を行うとともに、介護サービス基盤の整備や将来の介護給付費の推計を行い、当圏域の実情に即した最適な事業計画の策定に努めてまいります。

間もなく市町村議会9月定例会を迎えます。議員各位におかれましては、十分健康にご留意いただき、広域行政の発展のため、また、圏域住民の福祉向上のため、一層ご尽力を賜りますようお願い申し上げます、閉会のごあいさつといたします。

誠にありがとうございました。

○議長(中牧盛登君) 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

議員各位におかれましては、暑い中、また公務ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

これにて、令和2年北アルプス広域連合議会8月定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時52分

令和2年8月12日

議会議長

15番

16番